

平成24年分 所得税・住民税

申告相談日程

※時間はいずれの会場も 9:00～11:30、13:00～16:00 です。

■各地域に次の日程で相談日を設けましたので、該当する申告会場をご利用ください。

なお、該当する日に都合がつかない場合は、他の日や会場でも相談できます。

■甲賀市の申告相談会場では、平成25年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方が対象です。

駐車場の台数が限られていますので、マイカーでのご来場はできるだけご遠慮ください。

※水口会場の水口社会福祉センターは、申告についての電話問い合わせは受け付けていませんので、直接税務課または水口税務署へご連絡ください。

水口

【会場】水口社会福祉センター 福祉ホール

所在地/水口町水口5609番地

月日	曜	対象地区
2/18	月	
19	火	春日・八田・下山・山・伴中山
20	水	
21	木	
22	金	宇田・酒人・北脇・植・泉・北泉
25	月	
26	火	
27	水	北内貴・宇川・三大寺・三本柳・虫生野・虫生野中央・虫生野虹の町・貴生川・高山・岩坂・杣中・牛飼・山上
28	木	
3/1	金	
4	月	新城・今郷・和野・中畑・巖峨
5	火	
6	水	
7	木	名城・松尾・町中の農業所得者
8	金	
11	月	
12	火	営業等所得者・上記以外の所得者
13	水	
14	木	
15	金	未相談者

土山

【会場】土山開発センター 2階 研修室 2A、2B

所在地/土山町北土山1715番地

月日	曜	対象地区
2/18	月	
19	火	大野学区
20	水	
21	木	
22	金	山内学区
25	月	
26	火	
27	水	営業等所得・農業(製茶)所得
28	木	
3/1	金	
4	月	土山学区
5	火	
6	水	
7	木	鮎河学区
8	金	
11	月	
12	火	未相談者
13	水	
14	木	
15	金	

甲賀

【会場】甲賀大原地域市民センター 2階 第6会議室

所在地/甲賀町相模173番地1

月日	曜	対象地区
2/18	月	
19	火	大原学区
20	水	
21	木	
22	金	営業等所得者(配置売菜等)
25	月	
26	火	
27	水	油日学区
28	木	
3/1	金	
4	月	佐山学区
5	火	
6	水	
7	木	未相談者
8	金	
11	月	
12	火	未相談者
13	水	
14	木	
15	金	

甲南

【会場】甲南庁舎 2階 大会議室

所在地/甲南町野田810番地

月日	曜	対象地区
2/18	月	
19	火	中部学区
20	水	
21	木	
22	金	第2学区
25	月	
26	火	
27	水	希望ヶ丘学区
28	木	
3/1	金	
4	月	第1学区
5	火	
6	水	
7	木	営業等所得者
8	金	
11	月	
12	火	第3学区
13	水	
14	木	
15	金	未相談者

信楽

【会場】信楽開発センター 1階 大集会室

所在地/信楽町長野1252番地

月日	曜	対象地区
2/18	月	多羅尾学区
19	火	朝宮学区
20	水	信楽学区
21	木	
22	金	
25	月	雲井学区
26	火	
27	水	
28	木	小原学区
3/1	金	
4	月	
5	火	未相談者
6	水	
7	木	
8	金	未相談者
11	月	
12	火	
13	水	未相談者
14	木	
15	金	

町家でおひなさん巡り 伊賀市

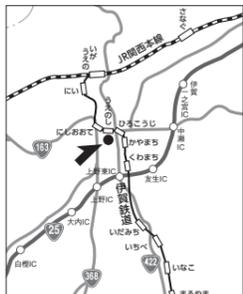
～伊賀上野・城下町のおひなさん～



城下町に多く残る町家や商店などに、新旧さまざまなひな人形を展示します。飲食店や和菓子店では、ひな祭りをテーマにしたランチメニューやお菓子などを用意します。ほかにクイズ&スタンプラリーや伊賀焼などのおひなさん制作体験、俳句の募集、ひな祭りにちなんだ絵手紙・俳句を通り全体に展示するなど、楽しい企画が盛りだくさんです。

【とき】2月16日(土)～3月3日(日)

申込問い合わせ  
05955-4323109



【問い合わせ】伊賀市上野本町通り 周辺  
【アクセス】伊賀鉄道 上野市駅 下車すぐ  
【主催】伊賀上野・城下町のおひなさん実行委員会

東海道のおひなさんin亀山宿・関宿 亀山市

～春の訪れはひなめぐりとともに～

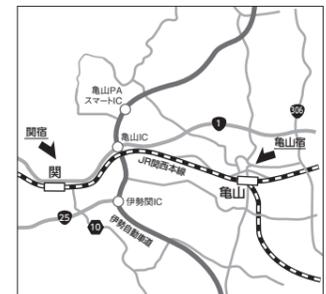


東海道「亀山宿」と「関宿」の町屋や商店に、趣向を凝らした愛らしいおひなさまが展示されます。期間中は、亀山市の特産品などがくじ引きで当たる、おひなさま手形集めラリーやウォーキングなど、多彩なイベントが満載です。

【とき】2月10日(日)～3月10日(日) 午前9時30分～午後4時

【ところ】亀山市東町・関町新所  
【アクセス】亀山宿：JR亀山駅下車北へ徒歩約10分、関宿：JR関駅下車北へ徒歩約5分

問い合わせ  
05955-078877



JR関駅下車北へ徒歩約5分

甲賀市広報課 ☎65-0675 ☎63-4619 伊賀市秘書広報課 ☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5022 ☎0595-82-9685

ニワトリやヤギを飼っている方は定期報告を

家畜伝染病予防法において、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への防疫対応を迅速に実施し、新たな発生とまん延を防ぐため、家畜、ペットの所有者は飼養規模に関わらず、毎年2月1日現在の家畜飼養状況等を報告することが義務付けられています。

これにより、報告対象家畜(別表)を、ペットも含め1頭(羽)以上飼育されている方は、毎年、飼育している家畜の種類および頭羽数等について県知事へ報告しなければなりません。

平成25年2月1日現在で、別表の家畜を飼育されている方は報告の義務が生じますので、報告様式(市ホームページに掲載)に記入して農業振興課農産係までご提出ください。また、報告様式の取り寄せや不明な点がありましたら、右記までお問い合わせください。

報告対象となる家畜(小規模)やペットなど

- 牛・水牛・馬
- 鹿・ヤギ・豚・いのしし・羊
- ニワトリ・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・あいがも
- だちょう

問い合わせ 農業振興課 農産係 ☎65-0712 ☎63-4592